

太陽光パネル 3 R 推進スキーム構築に係る調査検討業務委託仕様書

1 業務名

太陽光パネル 3 R 推進スキーム構築に係る調査検討業務

2 目的

平成 23 年 7 月に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度が開始されて以降、愛媛県内においても太陽光発電の導入が急速に拡大してきた一方、太陽光パネルの寿命は概ね 20 年から 30 年とされ、2030 年代以降、使用済太陽光パネルの排出が急激に増加していくことが予測されている。

国においては使用済太陽光パネルのリサイクル義務の法的枠組みが検討されており、県としても、国の動向を踏まえながら、関係事業者と連携した使用済太陽光パネルの 3 R を推進するためのスキームを構築していくことが重要となっている。

このため、本調査検討業務は、関係事業者と連携した本県独自の循環スキーム構築に向け、県内太陽光パネルの実態調査、今後の排出量予測等を行うとともに、太陽光パネル設置者に対する 3 R の課題抽出、誘導手法の検討を行い、今後の循環スキーム構築実証事業の実施につなげることを目的とする。

3 委託上限額

25,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日（木）までとする。

5 業務の内容

（1）県内太陽光パネル実態等調査業務

県内太陽光パネルの今後の排出量予測や 3 R 推進に向けた課題抽出・手法に資するよう、以下の調査対象者、調査項目を中心に調査すること。なお、住宅に設置されている太陽光パネルの実態についても調査するなど、必要に応じて調査項目等を追加等し、より効果的な調査となるよう提案すること。

※具体的な調査項目は県と協議の上決定する。

	調査対象者	調査項目（例）
a.	太陽光発電事業者	○設置場所・設置形態 ・地上設置型、既存建物設置型等
b.	太陽光発電施設設置自治体（公共施設・学校等）（※）	○設置数量等 ○耐用年数超のパネルの保有・稼働状況 ○これまでの排出実績 ・数量及び排出理由、依頼先

		・排出後の処理状況（リユース・リサイクルの実施状況等） ○排出費用（撤去、運搬、処分費用等） ○撤去・廃棄に係る計画等の有無、予定時期・方法等 ○排出費用積立状況 ○事業途中での修繕・撤去・処分、第三者への損害賠償等に備えた保険加入の有無 ○排出時の引取依頼先の選定の条件（最も優先される条件等） ○固定価格買取制度に係る調達期間終了後の対応意向 ・発電終了・パネル排出、発電継続などの意向及び理由 ○リユースパネルとしての排出（どのような条件であれば検討するか等） ○他事業者が排出したパネルを再使用（リユース）（どのような条件であれば検討するか等） ○排出や3R促進に向けた課題・要望等
c.	保守点検事業者	○排出に関する顧客からの相談、引取対応や産業廃棄物処理業者への紹介等の状況 ○対応実績がある場合は最終的な処理方法（依頼先等） ○引取対応における課題・要望等
d.	産業廃棄物処理業者	○これまでの処理実績や相談対応の状況、処理依頼元（個人/発電事業者等）
e.	リユース事業者	○処理方法等に関すること ・現在の処理方式（リサイクル技術）、処理能力（事業規模） ・回収可能な資源の種類、引き渡し先 ・リユース品の取扱状況 ○処理時にかかる費用に関すること ・撤去費用、運搬費用、処分費用等 ○既存太陽光パネル処理事業者等の事業拡大、設備増強等の意向（内容、時期等） ○太陽光パネルのリユース及びリサイクル事業への新規参入意向（内容、時期等） ○処理対応における課題・要望等

- ・調査対象者のうち a 及び b の有効回答数を計 400 件以上、c、d、e の有効回答数を計 50 件以上とし、具体的な調査者数等を提案すること。

※「b. 太陽光発電施設設置自治体（公共施設・学校等）」については、県が把握する設置施設等名称リスト（290 か所程度）を委託契約後に提供する。

- ・アンケート調査を基本にヒアリングや現地調査等を含めたより効果的な調査方法により実施すること。

（２）県内太陽光パネル排出量予測等業務

- ・前記（１）による実態調査のほか、国等の類似の調査に係る文献等を活用し、「太陽光パネル設置状況の推計」及び「太陽光パネル排出量の予測」を行うこと。ただし、より精度の高い推計とするため、その他の手法を提案することを

妨げない。

- ・推計及び予測は、県全体及び東予地域・中予地域・南予地域別に行うこと。

※各地域は、次の自治体の範囲をいう。

東予地域：今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

中予地域：松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

南予地域：宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、
松野町、鬼北町、愛南町

- ・排出量については、概ね 2050 年までの推移を予測すること。また、国による全国推計と比較し、本県の特徴等を把握・分析すること。

(3) 太陽光パネル設置者に対する 3 R の課題抽出・誘導手法検討業務

- ・本県における 3 R の課題を抽出し、課題を踏まえた誘導手法を検討すること。
- ・3 R の課題については、概ね次の項目について抽出すること。
 - a. 排出パネルの 3 R 処理スキーム
 - b. 太陽光発電事業者等への 3 R 誘導のための効果的な情報提供方法
 - c. リユースパネル導入への誘導方策
 - d. リサイクル処理への誘導方策
 - e. その他
- ・3 R 誘導の手法については、国の動向を適切に反映するとともに、本県における課題を踏まえた独自の太陽光パネル 3 R 推進スキームを検討し、令和 8 年度にスキームの構築（実装）に向けた実証事業を行えるよう内容について検討すること。
- ・課題抽出及び手法検討に際しては、前記（1）の調査対象者へのヒアリングや現地調査等を実施するなど、本県の実情等を的確に反映させること。

(4) その他、事業目的を達成するために効果的な業務については、提案を妨げない。

6 業務計画書及び報告書の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 令和 7 年 10 月中旬を目安に中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と受託者が協議の上、書面及び電子媒体で提出すること。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」及び県ホームページに掲載する概要報告書を作成し、書面及び電子媒体で提出のうえ、県の検査を受けること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (7) 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (11) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後1年間とする。
- (12) 各業務に係る一切の経費は委託金額に含むものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。